

## 各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱に関する運用方針

令和5年8月9日決裁  
(令和5年8月9日施行)

各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱（以下要綱という）について、下記のとおり運用方針を定める。

### 【補助対象区域】

#### ◆第2条第2号の「建築物の敷地」について

(建築物)

建築物の敷地については、居宅や共同住宅、店舗などの建物が建っている敷地であり、何も建っていない畑や空き地は補助対象と認めないものとする。

#### ◆第2条第3号の「道路から目視できる場所」について

(道路)

道路の定義については、人や車両の往来が可能な市道、県道、一般国道若しくは赤道（私有地は除く）とする。ただし、市道認定がなくても建築基準法上の道路（位置指定道路など）も道路と認めるものとする。

(目視の角度・高さ)

目視できる場所については、当該敷地の間口道路から見えることを指し、隣地等の間口道路からその場所が見えたとしても目視できるとは認めないものとする。目視する高さについては、生垣程度の高さ（1.5m）とする。

(遮蔽物)

塀等の遮蔽物があり、接道部の植栽が目視しづらい場合は<表.1>のとおり遮蔽物の高さで補助対象か否かを決定するものとする。

表.1

道路から遮蔽物天面までの高さ	地被類	樹木等（高さは植栽時とする）
道路から 1.0m以下（※）	全箇所補助対象 【参考図 1-1】	全樹木補助対象 【参考図 1-1】
道路から 1.0m超 2.0m以下	遮蔽物の天面を超えた範囲の地被類は補助対象 【参考図 1-3】	遮蔽物の天面から 0.5m以上出ている樹木は補助対象 【参考図 1-2】
道路から 2.0m超	全箇所補助対象外	全箇所補助対象外

(※) 基準を 1.0mとしたのは、目視する高さ（1.5m）から接道部（道路境界から 5mの範囲）の概ね全体を見下ろすことができる高さのためである。

遮蔽物については、人工物を指し、生垣は遮蔽物に該当しないものとする。したがって、生垣の後ろに植栽をし、道路から見えない場合でも、上記の表の適用外とし補助対象として認めるものとする。また、遮蔽物の隙間（スリット）の透過率がおおむね 50%程度あれば、遮蔽物の高さによらず補助対象として認めるものとする。

(道路と高さが異なる敷地)

道路と高低差のある敷地については、<表.2>の通り補助対象か否かを決定する。ただし、遮蔽物を設置する場合は、道路を基準とした高さを遮蔽物の高さとし、<表.1>を適用する。

表.2

道路と敷地の高低差	地被類	樹木等（高さは植栽時とする）
敷地の方が道路より高い （高低差が 1.5m以下）	全箇所補助対象 【参考図 2-1】	全樹木補助対象 【参考図 2-1】
敷地の方が道路より高い （高低差が 1.5m超 2.0m 以下）	敷地（道路側）の高さを 超えた範囲の地被類は 補助対象 【参考図 2-3】	敷地からの高さ 0.5mを超える 樹木は補助対象 【参考図 2-2】
敷地の方が道路より高い （高低差が 2.0m超）	全箇所補助対象外	全箇所補助対象外
敷地の方が道路より低い	全箇所補助対象	全樹木補助対象

【補助対象樹木等】

◆第3条第4号の「低木」について

(低木)

樹木の種別が「低木」であるもののうち高さが 0.2m以上かつ 1.5m未満の樹木を「低木」として扱うものとする。0.2m未満の樹木については「地被植物」として扱うものとする。

また、密度については 1.0 m<sup>2</sup>あたり 16 本までを補助対象とする。面積あたりの本数の計算結果は切り上げるものとする。

【補助対象者】

◆第4条の「樹木等を植栽しようとする者」について

(補助対象者)

植栽しようとする者については、土地の所有者や土地所有者の承諾を受けた管理者を指し、明らかに土地所有者と無関係な者は補助対象者と認めないものとする。

また、自己のために建設した店舗や事務所等の緑化を行う法人についても、補助対象者と認めるものとする。ただし、建築業者や不動産業者等が物件の価値を高めて販売する営利目的の緑化や、各務原市開発事業指導要綱や工場立地法による緑化については、補助

対象外とする。

**【工事完了後の交付申請】**

◆第9条の「市長が特に必要と認めたもの」について

(工事完了後の交付申請)

工事完了日から3ヶ月以内の申請を対象とする。工事完了日は緑化工事の領収書で確認し、工事内訳書により補助金額を決定するものとする。